

**都内調整希望の際の対応と注意事項**  
(県内搬送調整ができなかった場合)

県内医療機関への搬送調整が不調に終わった場合、都内医療機関への搬送調整は、東京都のコーディネーターが行います。

都内への搬送を希望される場合は、以下の点にご留意の上、ご協力をお願い致します。

なお、都内への搬送調整は、患者・家族の同意を確認した後に行いますので、都内搬送について、患者・家族に説明の上、同意が得られましたら、別紙Ⅱ「妊産婦様・ご家族の皆様へ」にご署名をいただき、コーディネーターまでFAXをお願い致します。

また、別紙Ⅱ「妊産婦様・ご家族の皆様へ」は、貴院で保管をして下さい。

**ファックス送信先 : 048-824-8787**

◎都内搬送調整開始前 :

県内で搬送先が見つからない場合は、コーディネーターから貴院に電話で「東京都の医療機関への搬送希望」の確認をいたします。

希望される場合は①～⑥につきまして、患者・家族にご説明の上、了承を得て下さい。

① 都内のエリアは指定できないこと

調整の結果、決定した医療機関への搬送となること

遠方の医療機関に搬送になる可能性があること

② 搬送先の医療機関によっては、ベッド差額料や治療費が高額になること

**費用が高額となった例：分娩費用70万円以上、ベッド差額料5万円以上**

③ 都内医療機関に搬送後は、状況によって長期にわたりベッド上安静となる可能性があること

④ 妊娠22、23週等、妊娠早期に分娩となった場合、後遺症や障害等が残る可能性があること

⑤ 患者の状態が安定した場合、対応できる県内医療機関に転院となる可能性があること

⑥ ⑤の県内転院となる場合、転院先は本人やご家族の希望に沿えない可能性があること

◎都内搬送調整開始後 :

東京都内の医療機関への搬送調整は、東京都周産期搬送コーディネーターが行います。

① 東京都周産期搬送コーディネーターから直接貴院に連絡が入りますので、すぐに担当医と連絡がつくように受付やスタッフへの周知徹底をお願いいたします。

② 都内調整依頼後は貴院での独自調整を行わないで下さい。

③ 急変等ありましたら担当の地域周産期母子医療センターにお伝え下さい。

※コーディネーターは最大限の努力をさせていただきますが、都内を含め、どうしても搬送先が見つからない場合、コーディネーターによる搬送調整を終了させて頂くことがありますのでご了承ください。